

資料

アメリカ聴覚障害教育判例

山田 欣徳* 草薙 進郎

アメリカ障害教育判例は250例を超えている。このうち聴覚障害関係は21例を数えている。1950年代1例, 60年代2例, 70年代10例, 80年代8例というように, リハビリテーション法第504条, 全障害児教育法の影響により急増している。問題別では, 教育措置(Petty, Eberle, Fitz, Savka, Rose, Grace, Grkman, Age, Matthews), 交通費(Knauff, William), 重複障害聾児(Case, Uyeda, William S.), 国教条項(Greve), スポーツ(Colombo), 入学(Davis), 手話通訳(Barnes, Crawford, Rowley, Camenisch)に区分できる。本研究はこの21判例の概要を紹介し, 分析することを目的とし, 関連する他の障害教育判例などを援用して展望を試みた。

キーワード: アメリカ 聴覚障害 判例

I 緒言

わが国では障害教育問題は, 訴訟以前に解決または解消するのが通例である。1982年12月長崎県において聾児と脳性麻痺児が教育の場をめぐる提訴したが, これは極めて異例なことである¹⁾。

ところがアメリカでは, すでに1893年に知能障害教育, 1950年には聴覚障害教育の分野で判例が現れ²⁾, 近年激増していることはあまり知られていない。訴訟は判例法主義, 司法権の優位などを背景に, 権利主張の常套手段となっているのである。

障害教育判例は現在までに250例以上が収集され, 主な資料として様々な視角から分析されている³⁾。このうち聴覚障害関係は21例であった。

本研究は第1にこの21例について概要を紹介すること, 第2に問題別に分析することを目的とした。

II 概要

アメリカの聴覚障害教育判例21例の概要は, 以下の通りである。

1 In re Petty⁴⁾

1947年7月 Iowa 州教育長は, Petty の聾学校

への就学を要請して提訴した。同年9月 Petty は普通学校へ入学し, 平均以上の成績を修めた。

1948年8月州地裁は, 聾学校への就学を命じた。その後州地裁において再審理が行われ同様の裁決が下り, Petty は上訴した。

1950年3月州最高裁は, 適切な教育が聾学校において行われることを認定し, 州地裁判決を支持した。

2 Knauff v. Board of Education of Union Free School District No. 1⁵⁾

Knauff (4歳) は17マイル(約28km)離れた私立 Mill Neck Manor 聾学校に通学しており, 交通費を要請して提訴した。しかし, 1968年8月 New York 州の一審裁判所である高位裁判所は, 適用する規定がないという理由で原告の申立を却下した。

すなわち, 盲・聾教育について州教育法第4204条は寮費と学費, 第4205条は衣服費の無償を規定している。交通費については第4311条で州立盲学校の無償を, 第4404条では身体障害児を無償としてはいるが, 5歳以下は除外していた。そして, Suffolk 郡の決議(Resolution No. 308)では Mill Neck Manor 校の第8学年を超えた場合の助成が規定され, 公立 Suffolk 聾学校と私立 Cleary 聾学校の3歳から第8学年を無償としていた。また,

* 心身障害学研究科

判例法では私立初等・中等学校で8マイル以内は無償となっていた。

3 In re William⁶⁾

Karl (15歳)とPaul (12歳)はLexington聾学校に通学していたが、学校移転により通学距離が21.4マイルになった。20マイルを超えた分の交通費は自己負担となるので、州教育委員会は中学校(Junior High School 47)への措置変更を勧告した。Lexington校になじんでいる、Karlが翌年高等部に進学する、兄弟は同じ学校に通いたいなどの理由で、転校せずに20マイルの地点まで送迎することになった。

1969年5月州家裁は、20マイルという規制に疑問の余地があること、転校が軽々しく扱われてはならないことについて言及したが、Lexington校でなくても基本的な教育のニーズは満たすことができるという理由で、原告の申立を却下した。

4 Case v. California⁷⁾

Caseは重複障害(自閉症、聾、精神遅滞)児で、California聾学校重複障害部に在籍していた。ところが、重度精神遅滞により教育の見込みがなく、また限られたスタッフやプログラムでは十分に指導できないという理由で、退学となった。

Caseは1970年5月に入学して以来教育上の進歩がみられたし、もし教育を受けられなくなれば退行し将来の成長が望めないと主張した。

1972年1月に提訴、予備的差止命令を得たが、1973年1月州の一審裁判所はCaseの退学処分を認め差止命令を撤回した。公立学校は適格な能力(suitable capacity)のある子供を教育する場であり、Caseのような重度・重複障害児は州立病院や施設において指導されるべきである、というのがその理由であった。

5 Uyeda v. Department of Education⁸⁾

Uyeda (10歳)は1967年9月にCalifornia聾学校に入学した。1971年9月問題行動を理由に重複障害部に移され、1972年5月に他傷のおそれがあるという理由で退学となった。同年6月提訴。

同月14日裁判所は被告に予備的差止命令を認めるべきでない理由を開示するように命じ、その間退学を禁止した。

6 Greve v. Board of Education of Union Free School District No. 27⁹⁾

1972年9月教区学校(St. Thomas the Apostle School)に転校したGreve(6歳)は巡回教師に

よる教育を要請した。

1973年1月州高位裁判所は、巡回教師による聴能訓練や言語治療が州教育法第912条で供与が義務づけられている保健・福祉サービスに当たるとして、公立学校に通学する児童・生徒と同じ方法・程度・訓練を供与するように裁定した。

1974年1月州高位裁上訴部は、巡回教師が宗教教育に関与しない限り、連邦憲法で定めた宗教と国家の分離の原則に違反していないとし、原審判決を支持した。

1975年2月州最高裁もこの判決を維持した。

7 Colombo v. Sewahaku Central High School¹⁰⁾

Colombo (15歳、右耳全聾、左耳50%損失)がコンタクト・スポーツ(フットボール、ラクロス、サッカーなど)を禁じられ、参加を要請して提訴した。両親が無条件で同意している、運動能力に優れこれまで参加した経験があるが負傷したことがない、校外の団体に所属しフットボールをしている、禁止されれば学校に興味をなくしたり劣等感を持つなどの心理的な悪影響がある、と訴えた。

1976年5月州高位裁判所は、聴覚に重大な欠陥がある場合には参加を禁止するとしたAMAガイド(アメリカ医学協会、1972年改訂版)に基づいて、全聾になるおそれがある、負傷するおそれがある、他者を負傷させるおそれがあるという理由で、コンタクト・スポーツに参加することを禁止する判決を下した。

8 Davis v. Southeastern Community College¹¹⁾

実務看護婦Davisは登録看護婦(Registered Nurse)を目指して州立短大に志願したが、障害を理由に入学を拒否された。

1976年12月連邦地裁は、聴覚障害が欠格事由に当たるという理由で訴えを却下した。

1977年3月連邦控訴裁は、障害の有無ではなく学力・技能の基準に依拠して入学の適否を決定すべきであり、むしろ入学を認めかつ修学保障をすべきである、という判決を下した。

1979年1月連邦最高裁は裁量上訴を容認し、6月、第504条の文言にも沿革にも、臨床訓練課程への入学のための合理的な身体的資格を求める教育機関の自由を制限するという意図はなく、入学を不適格とした結論は第504条を侵害するものではないと裁定した。

9 Barnes v. Converse College¹²⁾

Cedar Springs 盲・聾学校の国語教師である Barnes は、州教育局から単位取得を条件に雇用を継続する旨の通告を受けた。Converse 大学の夏期プログラムに参加することになり、手話通訳を要請したが拒否された。

1977年6月予備的差止命令を求めて提訴、7月連邦地裁は以下の判決を下した。

- (1) 原告は第504条・同施行規則により、手話通訳を保障されるべきである。
- (2) 原告が手話通訳を保障されず単位を取得できなければ失職するのに対し、被告は1,000ドル未満の支出にすぎず、比較考量 (balance of hardship) すれば差止命令が妥当である。
- (3) 被告は有資格手話通訳者を斡旋し、その費用を負担すべきである。

10 Eberle v. Board of Public Education of School District¹³⁾

私立 Western Pennsylvania 聾学校に通学する Eberle (7歳) は、学区から公立 Beechwood 校難聴学級への措置変更を通告されたが、聴覚言調 (verbotonal) 法からトータル・コミュニケーション (total communication, 以下、TC) 法へという教育方法の変更による影響を懸念して、これを拒否した。聴聞、州教育長の裁定において措置変更が支持されたので、訴訟が提起された。

1977年10月連邦地裁は、全障害教育法に定めた適正手続条項が適用されるのは同年10月1日以降であり、本件については適用外となり、したがって裁判管轄権がないとし、原告の訴えを却下した。

1978年9月連邦控訴裁は原審判決を支持した。

11 Crawford v. University of North Carolina¹⁴⁾

North Carolina 聾学校職員の Crawford は、Western Carolina 大学大学院で学んでいた。読唇で30%程度の理解力を有する Crawford は再三手話通訳を要請したが、資金がないという理由で拒否された。

1977年7月予備的差止命令を求めて提訴、8月連邦地裁の補助裁判官 (Magistrate) の下で事実審理が行われ、以下の勧告がなされた。

- (1) 予備的差止命令を発し、手話通訳を保障すべきこと。
- (2) 訴訟を中止し、原告は HEW (保健教育福祉

省) に対し不服申立をすること。さらに、HEW 長官を当事者または法廷助言者として検討すべきこと。

同年11月連邦地裁は、この勧告を全面的に支持した。

12 Fitz v. Intermediate Unit # 29¹⁵⁾

Fitz (17歳) は中間学区の特殊学級に通学していたが、TC と職業訓練が必要であるという理由で Pennsylvania 聾学校へ転校し、学費還付を要請した。聴聞、州教育長がこれを支持せず、訴訟が提起された。

1979年6月州中間上訴裁判所は、中間学区の教育が適切でないとはいえないとして、州教育長の裁定を支持した。

13 Savka v. Commonwealth, Department of Education¹⁶⁾

私立聾学校 (De Paul Institute) に通学する Savka (7歳) は、Edgewood 初等学校への措置変更を拒否した。聴聞、州教育長が措置変更を支持したので提訴した。

1979年7月州中間上訴裁判所は、Edgewood 校における教育が適切であることを認め、州教育長の裁定を支持した。

14 Rowley v. Board of Education of the Hendrick Hudson School District¹⁷⁾

TC で育てられ公立学校 (Furnace Woods School) に通学する Rowley が、手話通訳の保障を要請した。

1980年1月連邦地裁は、全障害教育法の適切な教育及びメインストリーミングの規定に照らして、Rowley の訴えを認容した。

同年7月連邦控訴裁は、教育の機会均等の観点から地裁判決を支持した。

1982年6月連邦最高裁は6対3で控訴裁判決を破棄した。全障害児教育法は障害児の能力を最大限に高めるということではなく、十分な援助サービスを伴う個別指導を行うことを要請しており、Rowley はすでに聾教育教師による個別指導と言語治療士による治療を受け、平均以上の成績をあげ進級に問題ないことから、適切な教育を享受しており、したがって手話通訳を付す根拠がないと裁定した。

15 Camenisch v. University of Texas¹⁸⁾

Texas 聾学校職員で Texas 大学院生の Camenisch が、手話通訳を要請したが拒否され、

1978年3月に提訴した。

Camenisch は手話通訳が保障されなければ学習に支障をきたし、修士号の取得ができず、その結果失職することになると訴えた。

同年5月連邦地裁はこの訴えを認め、予備的差止命令を発した。手話通訳は保障され、無事修了した。

1980年4月連邦控訴裁は地裁判決を支持した。同年11月連邦最高裁は裁量上訴を認め、1981年4月、予備的差止命令が正当か否かといった問題は moot (実質的に裁定する意味がない) になっているという理由で控訴裁判決を破棄し、大学が手話通訳の費用を負担すべきか否かについて審理するように地裁へ差し戻した。

16 Rose v. State of Nebraska¹⁹⁾

Rose は Beveridge 中学校に通学していたが、1978年6月 Nebraska 聾学校への措置変更を通告された。聴聞、州教育長がこれを支持したので、1980年3月に提訴した。この間 Rose は、1979年9月 Monroe 中学校に仮措置されたが、2週間で私立 Baptist 校に転校した。

1980年5月連邦地裁は予備的差止の申立を認容し、Beveridge 校への転校を指示し、1981年4月連邦控訴裁はこの判決を支持した。

なお、本件は同年5月に Rose が結婚するに及び moot なものとして10月連邦地裁で訴えが却下された。1982年8月連邦控訴裁はこの判決を支持し、10月に再審理を否認し、連邦最高裁も1983年2月に裁量上訴を否認した。

17 Springdale School District v. Grace²⁰⁾

Grace は Arkansas 聾学校で学んだ後、転居に伴い Springdale 初等学校に転校した。IEP が作成され、聾学校が適していると指摘された。聴聞はこれを支持しなかったため、1980年2月学区は提訴した。

同年7月連邦地裁は州教育局の決定を支持し、メインストーリーミングを受ける方が適切であると判示し、1981年8月連邦控訴裁はこの判決を支持した。

1982年7月連邦最高裁は裁量上訴を容認し、控訴裁判決を破棄し、Rowley 最高裁判決を考慮するように控訴裁へ差し戻した。

同年11月控訴裁は地裁判決が Rowley 判決に矛盾しないと判断し、再度支持した。

18 Grkman v. Scanlon²¹⁾

Grkman (8歳) は、1歳半から私立聾学校 (De Paul Institute) に通学していたが、学齢に達した1979—80年度に Allegheny 郡中間学区の統合教育プログラムへの措置変更を通告された。聴聞、州教育長の裁定もこれを支持したので、聾学校教育のプログラムを要請して1981年7月に訴訟が提起された。

同年12月連邦地裁は、現在の Grkman にとってはメインストーリーミングよりもコミュニケーション技能を獲得することの方が重要であり、聾学校で適切な教育を受けることが望ましい、したがって私立聾学校で学ぶ Grkman のために財政援助がなされるべきである、という判決を下した。

19 Age v. Bullitt County Public Schools²²⁾

Age (12歳) は就学前教育を Louisville Deaf Oral 校で受け、1976—77年度から13.6マイル離れた Jefferson 郡の Layne 初等学校に通学していた。ところが、1978—79年度に居住している Bullitt 郡が特殊学級を開設し措置変更を通告した。この学級の教育方法が TC 法だったため、Age はこれまで通り口話法による教育を希望し措置変更を拒否した。聴聞、州教育長が支持せず、訴訟が提起された。

1982年3月連邦控訴裁は、Bullitt 郡のプログラムが適切であるという理由で原告の訴えを却下した地裁判決を支持した。

20 William S. v. Gill²³⁾

William S. は St. John's 聾学校で適切な教育を受けていたが、転居に伴い措置変更を通告された。夏期プログラムに参加したが不調に終り、私立プログラムを転々とし、フォスター・ホームも失敗した。私立施設 (Institute of Logopedics) に入所したが、学区が非教育的部分の負担を拒否したので、関連サービスを要請して提訴した。

1982年3月連邦地裁は却下の申立を否認し、1983年5月原告による集団訴訟 (class action) の申立を認容した。そして、同年9月州教育委員会の最終的な責任は免れないとしたものの、自らなした措置による損害については賠償を受けられないという判決を下した。

21 Matthews v. Ambach²⁴⁾

Massachusetts 州 Clarke 聾学校に通学していた Matthews (17歳) が、1973—74年度以降の学費を要請した。学区は New York 州が認可した聾学校への措置変更を通告した。Lexington 校が検討

されたが、都会にある、週末に寄宿できない、教室外で手話の使用を許可しているという理由で、Matthewsはこれを拒否した。聴聞、州教育長の裁定が学区を支持したので、訴訟を提起した。

1982年12月連邦地裁は、以下の判決を下した。

- (1) 1973—77年の学費については、原告の訴えを却下する。
- (2) 1977—78年度以降については、原告の要請から40日以内に再び聴聞を行い、満足すべき結果が得られない時は、30日以内に州教育長の審査を行うこと、この間訴訟は中止する。

III 分 析

Zedler, E. Y. (1953) は、1873年から1950年までの障害教育判例を4例報告している²⁵⁾。この中にPetty判例が含まれており、これが最初の聴覚障害教育判例とみてよいだろう。

前述した21判例を年代別にみると、50年代1例、60年代2例、70年代10例、80年代8例というように、70年代以降に急増したことがわかる。

そして、1973年第504条関係判例が5例、1975年全障害児教育法関係判例が8例あることから、連邦法が障害教育訴訟を助長したことが明らかになった。

次に問題別に分析し、展望することにする。

1 教育措置

教育措置に関する判例が最も多く、その重要性を示唆している。要点は以下の通りである。

- (1) Petty, Eberle, Fitz, Savka, Rose, Grace, Grkmanの7例では、聾学校教育プログラムと統合教育プログラムの是非が争点となった。PettyとGrkmanで聾学校が支持され、他は統合教育を是とした。第504条や全障害児教育法によるメインストリーミングの要請が判例において支持されたといつてよいであろう。
- (2) Pettyの訴えは先駆的なものとして評価できる。統合教育が異例な時代であり、たとえ適切であったとしても許容される素地がなかったと考えられる。
- (3) Grkman判決はメインストリーミングと一見矛盾するようであるが、教育の適切性はメインストリーミングの上位理念であり、ケース・バイ・ケースで聾学校が適切な場合が存することは当然である。
- (4) EberleとAgeでは教育方法が争点となっ

た。どちらもTC法が支持されたが、最近ではTC法が主流になっており、このことが判例においても確認された。

(5) Matthewsでは学校選択権が問われたが否認された。しかし、行政手続が命ぜられ、適正手続権は確保された。

なお、身複障害聾児については後述する。

2 交通費

Knauff(1968)とWilliam(1969)は、New York州における一連の交通費請求訴訟の先駆として位置づけられる。当時、交通費は州教育法などにより、年齢、距離、公私、障害による区別があった。Knauffは年齢、距離、公私、Williamは距離が問題となった。Thomason(1971²⁶⁾)では情緒障害児が認められた。その後、Borland(1973²⁷⁾)、Downey(1973²⁸⁾)、Kirschner(1973²⁹⁾)、Claire(1974³⁰⁾)、Silver(1974³¹⁾)、Young(1975³²⁾)、Sharkey(1975³³⁾)、Levy(1976³⁴⁾)と続き、その多くは学費に付随して要請され、Sharkeyを除いて認容された。1974年7月には州教育法第4405条第6項が廃止され、20マイルという基準が撤廃された。Etain(1976³⁵⁾)では20マイルを超えた場合の責任の所在が学区にあるか否かが問われ、なしとする判決が下された。Stevenson(1976³⁶⁾)では措置変更に伴う交通費の打ち切りが勧告されたが、措置変更は認められず交通費は正当なものと判示された。

概して、障害児教育における交通費は、判例とともに無償化の道を歩んだということがいえる。

3 重複障害聾児³⁷⁾

CaseやUyedaが提起した問題は、教育権(right to education)の根幹に係る極めて重要な問題である。重複障害聾児が聾学校重複障害部から排除された場合、“no place to go”というおそれがあるからである。適切な教育措置の変更が行われる場合は許容されるが、何の当てもなく一方的に排除されることがあれば大問題である。William S.においても適切な措置変更の必要性が示唆されている。

全障害児教育法は、全障害児を対象とした無償・適切な教育を標榜しているにとどまらず、その優先順位の筆頭をこれまで教育を享受する機会を剝奪されてきた最重度障害児に与えている。いかなる障害児にも対応できる教育機関の体系の確立が急務であろう。

メインストリーミングにより聾児が普通学校で教育を受けるようになれば、聾学校は重複障害聾児のためにますます重要な役割を担うことになるであろう。ちなみに、盲学校においてすでにこの趨勢は看過できないものとなっており、対応が検討されてはいるものの、財政支出、カリキュラム、スタッフ、寄宿舎等の課題を抱えて解決に苦慮しているというのが現状である³⁸⁾。

4 国教条項

連邦憲法修正第1条は「連邦議会は、国教の樹立を規定し、もしくは信教上の自由な行為を禁止する法律……を制定することはできない³⁹⁾。」と定めている。また、州憲法において宗教的組織の支配する学校などへの財政援助の禁止を規定している州が36存在する⁴⁰⁾。

さて、州が教育を実施し連邦が教育に介入する際に、教区学校あるいは教区学校に通う児童・生徒の取り扱いをめぐる困難な問題が生じるということは、容易に推測できるのである。実際、1925年教区学校における義務教育を認めた *Pierce v. Society of Sisters*⁴¹⁾、1930年教科書の無償配布を認めた *Cochran v. Louisiana State Board of Education*⁴²⁾、1947年交通費の還付を認めた *Everson v. Board of Education*⁴³⁾などの画期的な判例が集積され、教区学校が「できるだけ公立学校の享有しているのに近い、すなわち差別的でない公の便益の供与を得られるようにしようとする方向⁴⁴⁾」に収斂している。障害児教育の分野でも、*Cornelia*⁴⁵⁾で言語治療プログラムが、*Greve*で巡回教師による教育が認められ、この方向を踏襲していることは評価できるが、*Barrera*⁴⁶⁾、*Filler*⁴⁷⁾、*National Coalition for Public Education and Religious Liberty*⁴⁸⁾においては教育制度全般に波及し、まさに「果てしない法論争 (endless legal battle)⁴⁹⁾」の様相を呈している。

5 スポーツ

スポーツへの参加を争点とした訴訟は、*Colombo*の他に視覚障害3例⁵⁰⁾、精神障害1例⁵¹⁾あり、いずれもコンタクト・スポーツについてである。判決を左右したのは、本人の意思、親の意向、教育的見地などではなく、医学的見地であった。精神医学の効用を説き是とした *Doe* 判例以外は、危険であるという理由で認められなかった。

危険を冒してまでスポーツを奨励するつもりはないが、過剰防衛であってはならない。コンタク

ト・スポーツは元来多少の負傷を覚悟で行うスポーツであり、障害者が参加して万一負傷したとしても、それは障害ゆえではなくスポーツの性質に起因するというのは暴論であろうか。禁止・排除は最も安易な手段である。医師など専門家との連携、安全に留意、二次的障害の回避、自己との戦いを重視などの実施上の留意⁵²⁾をした上で参加させることを検討する姿勢が望まれる。

6 入学

近年、高等教育を志す聴覚障害者が急増し、聴覚障害者のためのプログラムが発展し、一般大学も門戸を開き、手話通訳などのサービスが配慮されるようになってきている⁵³⁾。また、障害者の社会参加は目ざましく、盲人の医師、聾者の医師、四肢麻痺の教授など500名以上が科学関連分野で活躍している⁵⁴⁾。さらに、300名を超える聴覚障害者が看護婦として確認されているという⁵⁵⁾。

*Davis*が登録看護婦を志し、それを不適格とする短大に挑んだという事件は、時宜を得たものであり、関心を集めた。控訴裁で勝訴したが最高裁で容認されず、旧弊を打破するに至らなかった。しかし、*Davis*訴訟は、教育・雇用における機会均等の実現を切望する人々にとって、非差別への道を志向した勇気ある先例としてその名をとどめるであろう。

なお、難病であるクローン病 (*Crohn's disease*) を理由に看護学校への入学を取り消された *Kling* の控訴裁判決⁵⁶⁾において、*Davis* 最高裁判決が、障害の有無とプログラム遂行能力とは別である、すなわち障害即欠格ではないことを言明した先例として引用され、*Kling* の訴えを是認する重要な役割を演じたことを付言したい。

7 手話通訳

手話通訳関係判例の要点は以下の通りである。

- (1) 初等教育 (*Rowley*) と高等教育 (*Barnes, Crawford, Camenisch*) において手話通訳を要請する訴訟が提起された。
- (2) 連邦地裁において手話通訳の必要性が認められた。
- (3) 連邦控訴裁において地裁判決が支持された。
- (4) しかし、連邦最高裁では容認されるに至っていない。

ところで、第504条では手話通訳を含む関連サービス、全障害児教育法では補助サービスを保障する旨が規定されており、概してメインストリーミ

ングに伴い、手話通訳、ノートテイク、聴能訓練、言語治療、カウンセリングなどのサービスを配慮することが是認されるようになってきており、今後の進展が期待されている。

IV 結 語

アメリカの障害教育は、非差別と無償・適切という理念を掲げ、その実現に向けて胎動している。本研究では聴覚障害教育判例を通してその一端を瞥見したわけであるが、このことがいかに切実であり、困難であり、必要であるかが察せられる。概して、判例は信憑性が高く、問題状況を把握するのに格好の資料であり、わが国の障害教育の在り方を検討する際の参考資料として有益であろう。

以上で資料としての本稿の目的は達せられたと信ずるが、紙幅の制約により、それぞれの問題を十分に論述することができなかった。別の機会に譲らせていただきたい。

註

- 1) 日本精神薄弱者福祉連盟編(1983): 精神薄弱者問題白書(1983年版)。日本文化科学社, 193.
障害児学校就学指定処分取消訴訟, 季刊教育法, 47, 148-149, 1983.
- 2) Zedler, E. Y. (1953): Public Opinion and Public Education for the Exceptional Child—Court Decisions, 1873-1950. *Exceptional Children*, 19(5), 187-198.
- 3) 以下の山田の拙稿を参照されたい。
米国の障害児教育判例(1)—治療権の成立と展開—。特殊教育学研究, 17(3), 32-40, 1980a.
米国の障害児教育判例(2)—学費還付制度と無償教育—。特殊教育学研究, 17(4), 34-43, 1980b.
米国の障害児教育判例—就学権の確立—。発達障害研究, 3(1), 68-72, 1981.
障害児教育における Brown 判決の影響。特殊教育学研究, 19(4), 45-50, 1982a.
障害児教育権の体系化に関する研究。日本特殊教育学会第20回大会論文集, 608-609, 1982b.
措置判定に関する訴訟の系譜。発達障害研究, 4(2), 64-68, 1982c.
- 4) 41 N. W. 2d 672 (1950).
- 5) 57 Misc. 2d 456, 293 N. Y. S. 2d 133 (1968).
- 6) 60 Misc. 2d 703, 303 N. Y. S. 2d 270 (1969).
- 7) Abeson, A. 1973): A Continuing Summary of Pending and Completed Litigation Regarding the Education of Handicapped Children. Number 7. State-Federal Information Clearinghouse for Exceptional Children, 14.
- 8) Id. at 16.
- 9) 72 Misc. 2d 791, 339 N. Y. S. 2d 697 (1973); 43 A. D. 2d 851, 351 N. Y. S. 2d 715 (1974); 36 N. Y. 2d 673, 365 N. Y. S. 2d 852 (1975).
- 10) 87 Misc. 2d 48, 383 N. Y. S. 2d 518 (1976).
- 11) 424 F. Supp. 1341 (1976); 574 F. 2d 1158 (1978); 439 U. S. 1065, 99 S. Ct. 830, 59 L. Ed. 2d 30 (1979); 442 U. S. 397, 99 S. Ct. 2361, 60 L. Ed. 2d 980 (1979).
- 12) 436 F. Supp. 635 (1977).
- 13) 444 F. Supp. 41 (1977); 582 F. 2d 1274 (1978).
- 14) 440 F. Supp. 1047 (1977).
- 15) 403 A. 2d 138 (1979).
- 16) 403 A. 2d 142 (1979).
- 17) 483 F. Supp. 528 (1980); 483 F. Supp. 536 (1980); 632 F. 2d 945 (1980); 458 U. S. 176, 102 S. Ct. 3034, 73 L. Ed. 2d 690 (1982).
- 18) 616 F. 2d 127 (1980); 618 F. 2d 1389 (1980); 449 U. S. 950, 101 S. Ct. 352 66 L. Ed. 2d 213(1980); 449 U. S. 1075, 101 S. Ct. 853, 66 L. Ed. 2d 797 (1981); 451 U. S. 390, 101 S. Ct. 1830, 68 L. Ed. 2d 175 (1981).
- 19) 491 F. Supp. 1074 (1980); 645 F. 2d 592 (1981); 530 F. Supp. 295 (1981); 687 F. 2d 1164 (1982); 103 S. Ct. 1252 (1983).
- 20) 494 F. Supp. 266 (1980); 656 F. 2d 300 (1981); 458 U. S. 1118, 102 S. Ct. 3505, 73 L. Ed. 2d 1381 (1982); 693 F. 2d 41 (1982).
- 21) 528 F. Supp. 1032 (1981).
- 22) 673 F. 2d 141 (1982).
- 23) 536 F. Supp. 505 (1982); 98 F. R. D. 463 (1983); 572 F. Supp. 509 (1983).
- 24) 552 F. Supp. 1273 (1982).
- 25) See note 2 supra.
- 26) 322 N. Y. S. 2d 762.
- 27) 山田(1980b), supra note 3, at 38-39.
- 28) Id. at 39.
- 29) Id.
- 30) Id.
- 31) 79 Misc. 2d 247, 359 N. Y. S. 2d 851.
- 32) 84 Misc. 2d 740, 377 N. Y. S. 2d 429.
- 33) 84 Misc. 2d 655, 379 N. Y. S. 2d 284.
- 34) 山田(1980b), supra note 3, at 39.

- 35) 87 Misc.2d 423, 384 N.Y.S.2d 944.
 36) 87 Misc.2d 373, 385 N.Y.S.2d 477.
 37) 草薙進郎編 (1980) : アメリカ聾教育における重複障害児の教育. 筑波大学に詳しく記述されている.
 38) 山田欣徳・佐藤親雄 (1981) : 米国における盲学校の現状と今後の課題——統合教育と重複化——. 心身障害学研究, 5(1), 83—89.
 39) 宮沢俊義編 (1981) : 世界憲法集 (第3版). 岩波書店, 51.
 40) T.I.エスマン・木下毅 (1978) : 現代アメリカ憲法. 東京大学出版会, 203—204.
 41) 268 U.S. 510.
 42) 281 U.S. 370.
 43) 330 U.S. 1. ジュリスト英米判例百選. 有斐閣, 110—112, 1967に紹介されている.
 44) T.I.エスマン・木下毅, supra note 40, at 208.
 45) 36 A.D.2d 1084, 317 M N.Y.S.2d 785 (1971); 29 N.Y.2d 586, 324 N.Y.S.2d 314 (1971).
 46) 441 F.2d 795 (1971); 475 F.2d 1338 (1973); 414 U.S. 908, 94 S.Ct. 228, 38 L.Ed.2d 145 (1973); 414 U.S. 1140, 94 S.Ct. 891, 39 L.Ed.2d 97 (1974); 417 U.S. 402, 94 S.Ct. 2274, 41 L.Ed.2d 159 (1974); 422 U.S. 1004, 95 S.Ct. 2625, 45 L.Ed.2d 667 (1975); 531 F.2d 402 (1976).
 47) 436 F.Supp. 1231 (1977).
 48) 446 F.Supp. 193 (1978); 489 F.Supp. 1248 (1980).
 49) Barrela, supra note 46, 531 F.2d 402, 403.
 50) Spitaleri v. Nyquist, 74 Misc.2d 811, 345 N.Y.S.2d 878 (1973).
 Kampmeier v. Nyquist, 553 F.2d 296 (1977); 93 Misc.2d 1032, 403 N.Y.S.2d 638 (1978).
 Swiderski v. Board of Education, 95 Misc.2d 931, 408 N.Y.S.2d 744 (1978).
 51) Doe v. Marshall, 459 F.Supp. 1190 (1978).
 52) 小島蓉子編 (1983) : 社会リハビリテーションの実践. 誠信書房, 179—180.
 53) 上野益雄・草薙進郎 (1978) : アメリカにおける聴覚障害者の高等教育の現状. 心身障害学研究, 2, 79—89.
 54) Proceedings of the Supreme Court Davis Decision: Implications for Higher Education and Physically Disabled Students. Wayne State University, 137, 1979.
 55) Id. at 49.
 56) 633 F.2d 876 (1980).

Summary

Court Cases of Education for the Hearing Impaired in U.S.A.

Yoshinori Yamada Shinro Kusanagi

So far, over 250 court cases of education for the handicapped in the United States have been collected and analyzed. 21 of them are about education for the hearing impaired.

The first purpose of this research is to provide outlines of the following cases:

1. In re Petty
2. Knauff v. Board of Education of Union Free School District No. 1
3. In re William
4. Case v. California
5. Uyeda v. Department of Education

- 6 . Greve v. Board of Education of Union Free School District No. 27
- 7 . Colombo v. Sewahaku Central High School
- 8 . Davis v. Southeastern Community College
- 9 . Barnes v. Converse College
10. Eberle v. Board of Public Education of School District
11. Crawford v. University of North Carolina
12. Fitz v. Intermediate Unit #29
13. Savka v. Commonwealth, Department of Education
14. Rowley v. Board of Education of the Hendrick Hudson School District
15. Camenisch v. University of Texas
16. Rose v. State of Nebraska
17. Springdale School District v. Grace
18. Grkman v. Scanlon
19. Age v. Bullitt County Public Schools
20. William S. v. Gill
21. Matthews v. Ambach

And the second purpose is to review the following problems:

- (1) Educational Placement (Petty, Eberle, Fitz, Savka, Rose, Grace, Grkman, Age, Matthews)
- (2) Transportation (Knauff, William)
- (3) The Deaf with Multiple Handicaps (Case, Uyeda, William S.)
- (4) Establishment Clause (Greve)
- (5) Sports (Colombo)
- (6) Admission (Davis)
- (7) Sign Language Interpretation (Barnes, Crawford, Rowley, Camenisch)

It can be said that these cases seek to establish nondiscrimination and a free appropriate education for the hearing impaired, and that this is the most important goal for education for the handicapped.

Key word: U.S.A. , hearing impairment, court case